装管調第２６１号
２７．１０．　１

長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
各　　部　　長
施設等機関の長
殿

調達管理部長
（公印省略）

中央調達に係る公正入札審査会設置要綱について（通知）

標記について、物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）（装管調第１１６号。２７．１０．１）の別紙「談合情報等対応マニュアル」第１章第４項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙
配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官

別紙

中央調達に係る公正入札審査会設置要綱

（設置）

第１　防衛装備庁（以下「装備庁」という。）が発注する中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第３条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。）における物品の製造、物品の購入及び役務（以下「物品等」という。）に係る入札の公正を期し、談合情報又は談合疑義事実に対して、より的確な対応を行うため、装備庁に中央調達に係る公正入札審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審議事項）

第２　審査会においては、物品等に係る談合情報又は談合疑義事実に関して、次に掲げる事項を審議する。

⑴　談合情報に係る内容の把握及び信憑性の審査に関すること。

⑵　談合情報に係る調査の要否及び調査内容の審査に関すること。

⑶　談合情報に係る調査の実施に関すること。

⑷　談合情報に係る調査結果及び当該調査結果を踏まえた入札手続等の取扱いの審査に関すること。

⑸　談合疑義事実に係る認否の審査及び調査に関すること。

⑹　その他前各号に付随する事項に関すること。

（構成）

第３　審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、調達管理部長をもって充てる。

３　委員は、長官官房監察監査・評価官、調達管理部調達企画課長及び調達管理部原価管理官並びに委員長が指定する者をもって充てる。

（会議）

第４　審査会は、必要に応じて随時委員長が会議を招集するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、持ち回りによる審議に代えることができるものとする。

（関係者の出席）

第５　委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を述べさ

せることができる。

（関係部局の協力）

第６　委員長は、必要があると認める場合は、関係部局に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　関係部局は、前号の求めがあった場合、これに協力するものとする。

（庶務）

第７　審査会の庶務は、調達管理部調達企画課において処理する。

（委任規定）

第８　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。